

教育再生懇談会
(合宿審議第3セッション)
議事録

内閣官房教育再生懇談会担当室

教育再生懇談会（合宿審議第3セッション）議事録

日 時 平成20年5月17日（土） 9：00～11：45

場 所 都市センターホテル606会議室

議 事 次 第

- 1．開 会
- 2．有害情報対策について
- 3．「これまでの審議のとりまとめ」（案）について
- 4．閉 会

安西座長 おはようございます。昨日はありがとうございました。

ただいまから合宿審議の第3セッションを開催させていただきます。

第3セッションでは、まず有害情報対策について御議論をいただきまして、その後、これまでの審議のとりまとめ案について御議論いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(プレス退室)

安西座長 今日は町村官房長官にも引き続きいらしていただいておりますけれども、総務省、それから電気通信事業者協会の皆様に御出席を賜っております。

まず有害情報対策の取り組みをお聞きした後で、委員の方々と議論させていただくことにいたします。

まず、御紹介申し上げます。

二宮清治総務省消費者行政課長でいらっしゃいます。よろしくお願いたします。

それから、社団法人電気通信事業者協会の坂田紳一郎専務理事でございます。

それから、携帯電話会社の方にもいらしていただいております。

今日は土曜日でございますけれども、御出席賜りましてありがとうございます。

それでは、まず、有害情報対策への取り組み状況につきまして、総務省の二宮課長から御説明をお願いしたいと思います。

二宮消費者行政課長(総務省) お手元の資料2に基づきまして、携帯電話等のフィルタリングサービス導入促進に関します総務省の取り組みを御説明させていただきたいと思っております。

1ページをおめくりいただきますと、「フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)とは」と書いてございます。

現在、携帯電話サービスに用いられますフィルタリングサービス、大きく分けまして2つございます。1つはホワイトリスト方式、もう一つがブラックリスト方式でございます。ホワイトリスト方式と申しますのは、携帯電話事業者の公式サイトの中から一定の掲載基準によりアクセス可能とするサイトを選別して、アクセスさせるものでございます。他方、ブラックリスト方式につきましては、携帯電話会社の公式サイトに限らず、一般のサイトも含めましてアクセスを可能とした上で、出会い系サイト等々の特定のカテゴリーに属します一般サイトへのアクセスを制限するものでございます。

2ページにございますのは、現在の携帯電話事業者3社におけるサービスの実態でございますけれども、いずれの社におきましてもホワイトリスト方式、ブラックリスト方式の両方を無料で提供しているところでございます。また、この他インターネットアクセスを制限するサービスを、それぞれ用意しているところでございます。

3ページをお開きいただければと思っております。

それでは、ホワイトリスト方式によりどういうものが閲覧可能となるかというものでございます。

下に例を挙げてございますが、A事業者のホワイトリストということで、それぞれカテゴリーが書いてございます。これが公式サイトのコンテンツのカテゴリーでございますけれども、このうち二重線を引いている部分がございまして、これにつきましては子供にとって有害となり得るサイトということで、一律アクセスが禁止されているのが現状でございます。

4ページをお開きいただければと思います。

他方、ブラックリスト方式で規制されるサイトでございますけれども、これにつきましては、一般サイトのすべてのサイトの中から、下にございますようなカテゴリーへのアクセスを制限するものでございます。こちらにおきましても四角囲みのところ、コミュニケーションの部分につきましては、青少年に有害な影響を与える可能性があるということで、一律アクセスできない状態になっているところでございます。

5ページをお開きいただければと思います。

携帯電話フィルタリングの導入を現在、進めておるわけですが、この背景を簡単に御説明申し上げたいと思います。上の四角のところでございますけれども、御承知のとおり、現在、携帯電話を通じまして様々な事故が起きております。出会い系サイトに関連した事故で申し上げますと、昨年1,000件近くの事故が起きておりました、その事故に関しましては95.5%が携帯電話からのアクセスである、こういった背景があるところでございます。

これを踏まえまして昨年4月、IT戦略本部におきまして、そちらに書いてございます政策パッケージが決定されております。そして、このIT戦略本部の流れの中で、総務省が中心となってフィルタリングに関する導入促進策を取りまとめることになってございます。

こういった背景を受けまして、総務省といたしまして最大限努力をしているところでございます。

6ページをお開きいただきますと、私ども総務省といたしまして、今まで過去3回、総務大臣から携帯電話事業者に対しまして、フィルタリングの導入促進ということで要請させていただいております。このページにおきましては、過去2回分が記載してございます。

まず1回目、平成18年11月の要請でございますけれども、新規契約者に対する取り組みということで、フィルタリング採用に当たって親権者の意思確認をする。ある意味、ニュートラルにするということでございました。また、既存契約者に対しまして働きかけを行うということでございました。

これが昨年12月、もう一歩進んだ形で総務大臣から要請させていただいておりました、新規契約者、既存契約者、いずれにおきましてもフィルタリングの利用を原則とした形で親権者の意思確認を実施するということを要請したところでございます。

7ページをお開きいただきますと、こういった総務大臣の要請を受けまして、各携帯事業者における取り組みがどうなっているのかということでございます。

まず、新規契約者に対する取り組みにつきましては、本年1月以降、順次採用されております対策がとられているところでございます。また、既存契約者に対しましても、この2月から周知が始まっているところでございます。

この際、原則フィルタリング導入ということでございますけれども、フィルタリングの採用につきまして明確な答えがない場合も、特に既存の契約の場合でございますので、その際にどういうフィルタリングを採用するのかにつきましては、各社個々でございまして、ドコモ、KDDIがホワイトリスト、ソフトバンクモバイル、ウィルコムがブラックリストというのが現状でございます。

8ページをお開きいただきますと、内閣府の調査を引いてございます。

現状、携帯電話、PHSの保有状況等でございますけれども、小・中・高、3割・6割・9割、ざっくり申し上げますとそういった割合で保有されております。また、それぞれの携帯電話ともに、インターネットのアクセスが大部分で可能とされているのが実態でございます。

9ページをお開きいただければと思います。

フィルタリングサービスの利用状況でございます。

平成18年9月末の段階では63万人でございましたけれども、これが1年間かけまして147万人増加いたしております。それから、先ほど申し上げました総務大臣の要請等も踏まえた対応の結果、平成19年9月末から平成20年3月末までの6カ月、この6カ月間で133万人増加しております。約1.6倍の増加ということで、現在、340万人のフィルタリングの利用が行われているという実態でございます。

10ページをお開きいただければと思います。

現在、総務省におきまして、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」を開催いたしております。昨年11月の第1回目以降、検討会といたしまして、現在、様々な検討が行われております。

11ページをお開きいただきますと、構成員の一覧がございます。堀部一橋大学名誉教授を座長といたしまして、PTAの方、消費者団体の方、学識経験者の方、コンテンツプロバイダの方、それから通信キャリア並びに関係各省庁、オブザーバーということで御参加いただいております。若干大がかりな検討会でございますけれども、コンセンサスを得つつ進めているところでございます。

12ページをお開きいただきますと、この検討会におきます中間取りまとめの経過を書いております。実は4月25日に中間取りまとめを行っております。それまで6回開催しておりますけれども、いずれも携帯電話のフィルタリングに焦点を当てて議論しているところでございます。

13ページをお開きいただければと思います。

中間取りまとめの柱立てでございますけれども、まず「携帯電話のフィルタリング導入促進とその状況」ということで、総務大臣要請の背景、また、現在のフィルタリングサー

ビスの現状と課題を分析いたしております。その上で、今後のフィルタリングサービスの在り方ということで、短・中期的対応、それから長期的対応を検討いたしております。

長期的対応におきましては、教育・啓発活動や技術的課題、レイティングといったところまで今後、幅広く検討していく予定でございます。

14ページをお開きいただきますと、短・中期的対応ということで、現状のフィルタリングサービスのモデルをどう変えていくのかということでございます。

現状のモデル、一言で申し上げますと、画一的で非選択的であるということでございます。アクセスしたい情報の範囲がなかなかうまく選択できない、閲覧が制限される情報の範囲が広範である。先ほど申し上げましたとおり、コミュニケーションサイトは一律すべて見られないというものでございます。これに対しまして改善モデルを提言しておりますけれども、多様で選択性のあるものとすべきだろうということで、利用者サイドにおきまして、親権者の承認により、青少年が利用したいサイトを個別に選択することが可能となるようなサービスを設けるべきだろうというのが1点目。

2点目といたしまして、一律制限をされておりましたサイトについて、青少年保護に配慮したサイトも一部ございますので、その閲覧を可能とする施策を講じるということでございます。

そのための改善策は2つありまして、1つがカスタマイズ機能を設けること、もう一つが民間の第三者機関を活用するというところでございます。

第三者機関につきましては、青少年保護に配慮したサイトを認定するという仕組みでございます。

15ページをお開きいただきますと、具体的な第三者機関の動きが書いてございます。モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 E M A というものが現在、既に立ち上がっております。4月8日に設立され、4月30日に創立記念総会が行われ、5月中にもサイトの認定基準が承認されるといった状況でございます。

16ページでございます。

各プレーヤーに求められることということで、それぞれのプレーヤーの役割をまとめさせていただきます。

特に携帯電話事業者につきまして申し上げますのは、フィルタリングサービスの導入促進ということで、第三者機関が認定するリストのサービスを反映し、実際に実装すること、それから、申告がない場合はブラックリストとすること、意思確認をしっかり徹底するということ、さらにはカスタマイズ機能を設けるようなサービスを構築すること、これを役割分担としてお願いしているところでございます。

17ページでございますけれども、そういった検討会の取りまとめを踏まえまして、総務大臣より4月25日、携帯各社に対しまして大臣の要請を行っているところでございます。先ほどの携帯電話事業者の役割分担に関するものについて、大臣から各社の社長に直接要請したところでございます。

18ページにつきましては、その具体的内容でございます。

総務大臣要請を受けたフィルタリングサービスの導入促進ということ、それから、利用者の選択肢を増やすサービス提供の検討ということで、先ほど申し上げました内容を要請させていただいております。

それから19ページ、以下参考でございますけれども、e - ネットキャラバンというものがございます。

これは周知啓発活動の一環ということで、通信事業者、総務省並びに文部科学省等の連携を図りまして、インターネットの影の部分についての周知啓発活動に取り組んでいるところでございます。

最後のページは、インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策ということで、昨年取りまとめられましたIT安心会議の決定事項、法令改正の検討、4つの柱、そのうちの総務省の取り組みが赤で示されているところでございます。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。

安西座長 ありがとうございます。

引き続き、子供向けの通話機能限定の携帯電話の状況等につきまして、電気通信事業者協会の坂田専務理事から御説明をお願いいたします。

坂田専務理事（電気通信事業者協会） 資料3で御説明させていただきます。

1ページでございますが、携帯電話が累計契約数1億を超え、社会的に不可欠なインフラに発展してきた。こうした中、我々事業者としましては、安心して簡単にお使いいただける端末を用意することでニーズに応じた端末を選択いただけるよう、これまでも、これからも努めてまいりたいと思っております。

以下、簡単に、どのようなサービスが用意してあるか御説明させていただきます。

2ページを御覧いただきたいと思っております。

下の総括表を御覧いただきますと、まず、子供向けの端末を用意してございます。これは標準仕様の、有害情報が入ってこないですとか、子供の位置の特定ですとか、防犯ブザーだとか、あらかじめセットで標準仕様されているものでございます。

次の欄の、通話機能限定。これは年配の方にもお使いいただけるわけですがけれども、通話機能に限定した携帯を各社とも用意してございます。

一番下は、今、総務省の方から御説明がありました一般的なインターネットが使える携帯電話でございまして、今、御説明がありましたように、こういったものにつきまして、原則的にフィルタリングをつけるようなシステムに変更いたしました。それから、そのフィルタリングの内容につきましても、利用者のニーズに合わせて「こういったサイトならいいです」「こういったサイトなら要りません」といった選択ができるようなシステムを導入するよう、今、鋭意取り組んでいるところでございます。

3ページ以下は、各社のそういった製品でございます。

ざっと見ていただければお分かりになりますように、ドコモですと、子供向けには防犯

ブザー、緊急通知、置き忘れた場合のアラーム通知、それから居場所を通知できる装置、それからつながるサイトの限定といった機能がございます。通話機能限定というのは、普通の通話機能限定のものでございまして、そのほか見守り機能付等もございます。

次に、KDDIでございます。各社とも似たようなものでございますが、防犯ブザー、緊急通知、遠隔オートロック、電池の抜き取りを防ぐ、防水機能、そのほかもちろん優良でないサイトの制限といった機能がございます。通話機能限定機種につきましても、同じように、限定した機種がございます。

5 ページ、ソフトバンクでございますが、イドコロメール、どこにいるか分かる。位置ナビ、似たようなものでございます。それから利用制限機能、メールの回数ですとかネットに接続する時間帯を任意に制限できる。それからYahoo! きっずということで、優良でないサイトにはアクセスできない。それから防犯ブザーといった機能がございます。それから、通話に機能を限定したのもございまして、警報ピンを抜くといったような機能もついております。

ウィルコムでございますが、知らない相手とのやりとりをシャットアウト、専用サイトのみへしか接続できない、位置情報を付加する、緊急連絡先へワンボタンといった機能がございます。通話機能限定につきましても、同様でございます。

それから、1点だけ。携帯が比較的危険なものであるとか、危ないというような言い方をされる場面も最近、出てきておるようでございますが、逆に携帯が事件を未然に防いだ事例もございます。最近の事例を紹介させていただきますと、昨年、東海地区で起きた事件ですが、女子中学生が誘拐された際に、自分の携帯電話から父親に助けを求めたことで居場所が特定できて、警察が無事保護をして、犯人も現行犯逮捕されたということで、緊急防犯用の連絡ツールとしてお使いいただいている側面があることも、是非御理解いただきたいと思っております。

安西座長 どうもありがとうございました。

それでは、総務省、電気通信事業者協会、また携帯電話各社さんいらしていただいておりますので、御質問のある方は、是非この機会にいただければと思います。

篠原委員 総務省にお聞きします。

子供に携帯を持たせることについて、何か補助金を出しているという話を聞いたんですが、そんな事実はございますか。学校か何かに、あるいは自治体か。

二宮消費者行政課長（総務省） 直接携帯電話の購入について総務省の方から何らかの形でお金を出す、補助金を出しているとは承知しておりません。むしろそのほかのリテラシーの活動に対して、様々な人的な貢献とか、ネットキャラバンのような形で御協力をさせていただいているのが実態です。

篠原委員 では、保有する、しないのところで出していることはないですね。

二宮消費者行政課長（総務省） 個々のサービスの利用についてのお金の補助ということとは、特段行ってございません。

小川委員 フィルタリングサービスを親の意思確認を通じて徹底していくという、いわば親に有害情報アクセスへのチェック機能を期待しているいろいろな悪い情報に子供達がアクセスすることを抑制するという基本的スタンスなんですけれども、それにかかわって、資料2の9ページにフィルタリングサービスの利用状況が示されています。それによれば、いろいろな取り組みでこの3年間でフィルタリングサービスの契約が1.6倍に増えたと指摘されていますけれども、しかし、後できっと赤田委員からもお話があるかと思いますが、親がフィルタリングサービスを途中で解約するケースもかなり多いと聞いています。そこでお尋ねしたいのですが、フィルタリングサービスの利用者が増えたというデータのほかに、途中解約の数字はどうなっているのかを教えてくださいなのですが。

二宮消費者行政課長（総務省） 途中解約のパーセンテージ、各社が現状を把握しているかどうか確認しなければいけません、それに関連して、恐らく本日、別途御紹介があると思われ、調査結果の中には、フィルタリングを導入したが解約したのは2.9%だという数字があったと思います。したがって、小中学生の保護者が実際に解除しているという数字は、それほど多くはないのではないかと考えております。

田村委員 今の2.9%という数字がどこから出ているかわかりませんが、実際に学校の現場にいる人間として、実態としては、そんな小さな数字ではないと思います。非常に多いです。今の状況では、子供が「やめてくれ」と言うと親は抵抗できないんですね。それは親が悪いと言えばそれきりですけれども、しかし、社会としてどう考えるかということ考えた場合、その部分、何の保障もなくどんどん解除されているというのが実態として、実感としてあるんですよ。現場で生徒の実態を見ると、そんなことでは全然納得できない状況ですね、今。その辺は、行政的にどうなさるおつもりですか。

二宮消費者行政課長（総務省） 2.9%の数字につきましては、PTAさんの資料の中の数字かと思しますので.....

赤田委員 どこですか。2.9%と出していますか。

坂田専務理事（電気通信事業者協会） 各社別には発表していませんが、全体としての数字が.....

赤田委員 だから、その2.9の根拠は、113ページですか。

二宮消費者行政課長（総務省） それは確認させていただきたいと思います。

赤田委員 私、各社にお聞きしたいんですが、パケット通信定額制というのがありますね。請求書を見ると、もう何十万という金額が書いてある。そして定額制で何千円となっている。そのトリックではありませんけれども、なぜそうなるのか、そのところをお聞きしたいんです。

パケット通信というのがありますね。定額制になっていますよね。幾ら使っても使い放題何千円となっていて、請求書を見ると、ドコモさんなんかそうですが、上に「何十万円」と数字が入っているんですね。「あなたの使用した料金は幾らですよ」というのが何十万、何百万というのものもあるらしいんですけれども、何万円というのものもあるんですが、そ

れがたかだか何千円で済む、これはどういう仕組みでそうなっているのでしょうか。

株式会社NTTドコモ 定額制ということですから……

赤田委員 いや、その何十万円という請求金額があるにもかかわらず……

株式会社NTTドコモ 定額に入らなかったと想定した場合は、実際はこれぐらいの利用料金になっていますと。

赤田委員 それは何ですか。普通、経済を考えたらおかしいですよね。では、それはどこかで収益があるんですか。例えばどこかプロバイダーや広告会社のスポンサーがいて、使ったらそこから収益が上がってくるということではないんですか。

株式会社NTTドコモ 当然定額でも十分コストは回収できるような仕組みで考えてはいるわけですがけれども、定額に入っていらっしゃらない方、あるいは定額を選ばれた方で料金を決めてやっておりまして、定額に入っていた場合は、何十万円もいかれる方は一部だと思われましてけれども、実際にはそれぐらい使われていますけれども、4,000円弱ぐらいの料金で……

赤田委員 私は、そこがおかしいと思うんですよね。何十万円使ったら、普通それが何千円で済むわけないですよね。なぜ済むのかをお聞きしたいんです。

株式会社NTTドコモ 全員が全員そういうわけではなくて、一部の……

赤田委員 いや、もう何万円とかですよ。9万円、10万円が何千円で済むんですから……

株式会社NTTドコモ うちのデータで言いますと、それはもう本当に一部のユーザーさんでそういう方がいらっしゃるの事実ですけども……

赤田委員 一部ではなくて実際に、だから何でそうなるのか。金額がいっぱいかかっているのかかわらず、なぜ何千円で済むのか。例えば、その通信をしたことによってどこから会社に利益が出るのではないですか。そういう仕組みではないんですか。アクセス数が増えれば増えるほど利益が出るのではないですか。スポンサーか何か。違うんですか。

株式会社NTTドコモ いえ。当然コストも見て算定しているわけですが、実際に何十万円も請求しているケースは、もうほとんどない。

赤田委員 いや、ありますよ。今度出しますよ。

株式会社NTTドコモ それはもうごくごく一部だと思っていますし……

赤田委員 そういうやり方は、私はおかしいと思うんですよね。

株式会社NTTドコモ いずれにしても、今、事業者としては定額をなるべくお勧めして、動画とかリッチなコンテンツがどんどん出てきている実態がございますので、そのような高額にならないように定額サービスを……

赤田委員 定額だけ書けばいいものを、本来幾らかかるものを定額で幾らというやり方は、そういう表示の仕方は私はおかしいと思いますよ。

株式会社NTTドコモ それは選んでいただくというのがありますので。ただ、事業者としては、なるべく定額サービスを今、勧めているのが実態でございます。

赤田委員 それでも間に合うということでしょう。

株式会社NTTドコモ そうです。

赤田委員 それなら最初から定額でいいではないですか。そんな「何万」なんて書かなくても。

株式会社NTTドコモ ただ、ドコモの場合ですと一律4,000円近い金額を、使おうが使うまいがお支払いくださいというコミットになってございますので、やはりあくまでも選んでいただく必要があろうかと思えます。

赤田委員 だから、例えば何十万円、何万円使ったものが定額で済むんだよ、それはある意味、誘い込む面もあるわけではないですか。「うわあ、得したな」と思うではないですか。だから子供達はどんどんアクセスしてしまうということもあるわけでしょう。そういう呼び込むような請求書の出し方はどうなのか、私はそこに疑問を呈しているんです。

株式会社NTTドコモ 問題は2つあると思うんです。まず、高額にならないように、なるべく定額を勧めていくという話と、定額なんだから幾らでも使えますよということでもっと利用を促進するようなものをどうするかという……

赤田委員 促進するようにやっているのではないですか。だって「何十万円」という請求書があって、定額で何千円と。子供は得したと思うではないですか。それで間に合うのが大体おかしいですよ。

株式会社NTTドコモ その何十万円というのが全部が全部だったらおかしいとは思いますがけれども、本当にごく少数だということをご理解いただきたいと思えます。

赤田委員 少数ではないですよ。

株式会社NTTドコモ 我々のデータでは、ごくごく一部です。

赤田委員 そうなんですか。

株式会社NTTドコモ はい。

赤田委員 私どもの感覚では、少数ではない。ほとんどの子供達が……

株式会社NTTドコモ ただ、確かにそのように金額が出ると「わ、何だこれは」ということで広まりますから、それが強調されるというのはあるかと思えますけれども……

赤田委員 強調されるというか、保護者はみんなそう思っていますよ。何万円もするものが何で3,000円で済むんだと。

株式会社NTTドコモ ですから、そういうことがないように、なるべく定額サービスをお勧めして……

赤田委員 ドコモさんだけがああいう料金体系なんですか。

株式会社NTTドコモ いえ、定額は全社入れてございます。

赤田委員 では、KDDIさんもそうなんですか。

KDDI株式会社 同じような表現をしています。

表現の仕方ではないかと思えますが、通常の料金でお使いいただいたらこれだけかかってしまいますが、定額に入っていただくと、弊社の場合は4,200円が上限なんですね。

赤田委員 それで何で済むのか、そこがちょっと分からないんですよ。

KDDI株式会社 定額に入らなければ高いけれども、4,200円になりますというアピールの面もあるかもしれませんが、裏を返せば、定額に入っていないと高くなってしまいますので入ってくださいねというお勧めといたしまして、ドコモさんもおっしゃっていましたが、表現の仕方がなと思いますけれども。

赤田委員 では、定額と定額でない料金体型というのは、どこがどうなって定額で間に合うんですか。

KDDI株式会社 定額は、弊社の場合は月々のミニマム料金で2,100円のものとして1,050円からものがありますけれども、いずれであってもミニマム料金を払っていただいた場合、ミニマムですから、使っても使わなくても例えば2,100円なら2,100円かかる。2,100円のラインを超えたら、使ったら使った分増えていきます。ところが、4,200円に到達した場合は、4,200円を超えた部分は全部割り引きますという料金の立て方になっています。ですからどんどん上がって行って、上がっていったままの数字をお示しすると、例えば5万円とかかかりますよ、ところが4,200円を超えた部分は引かれますから、最終的にそこはマイナスで4,200円になります、その計算式に従って請求書では表現しています。

赤田委員 では、そこは会社の損になるわけですか。定額に入ったことによるのマイナス部分があるではないですか。それはどこで補填しているんですか。

KDDI株式会社 全体の中で、そこは……

赤田委員 補填しているということですか。

KDDI株式会社 補填といいますか、全体の中で……

赤田委員 業者から何か来る、例えばアクセスすると何か利益があるとか、そういうことではないんですか。

KDDI株式会社 恐らく外部からどうのということを想像されているんだと思いますが、そういうことはございません。

赤田委員 ないということですね。

他もそうなんですか。 まあいいです。分かりました。

篠原委員 業界の方がいらしているからお聞きします。私などは、実際に小さい子供を抱えている立場から言わせて子供の安全、特に体感治安がこれだけ悪化していますから、GPS的な機能は1つ欲しいなと思う。GPSプラス通話機能限定、その通話も学校とか家庭とか、ごく二、三カ所の登録先だけしかかけられないような、通話機能も限定したような機種が一番いいなと、個人的には思っているんですけども、今日は4社いらしていますけれども、今、私が申し上げたような機種を既に開発している会社は手を挙げてください。通話も一部の登録したところしかできない、かつGPS機能がついている機種ですね。

(最終的に、ソフトバンクモバイルのみ挙手)

篠原委員 今、マーケットを含めてどういう状況なのか、あるいは自治体や学校との関

係、どういうところで今、使われているかとか、今、手を挙げたところはちょっと教えていただけますか。

ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクモバイルでございます。

資料3の5ページ、下の方に機能限定ということで端末を御紹介させていただいていますが、こちらの端末は、一部の自治体さんとの間で小学校向けに提供させていただいているものでして、通話先が家庭等だけに限定されている端末になっています。

篠原委員 スクールベルというやつですか。

ソフトバンクモバイル株式会社 はい。

篠原委員 今、どういう自治体とやっているんですか。

ソフトバンクモバイル株式会社 具体的には、品川区の小学校ですとかそういったところですね。

篠原委員 品川区の小学校全部ですか。

ソフトバンクモバイル株式会社 全部だったと思います。

篠原委員 マーケットとしてはどうなんですか、今後。

ソフトバンクモバイル株式会社 今、お子さまにとっての安心・安全を求められる声が高まってきていますので、こういう市場は今後増えていく可能性があるのではないかと私どもでは考えております。

株式会社ウィルコム ウィルコムでございます。

すみません、先ほど間違えまして、GPSはございません。その代わりに、同じく資料3の6ページを御覧いただきますと、通話機能限定の欄の安心だフォン、これが当たります。

篠原委員 通話先限定ね。

株式会社ウィルコム はい。3カ所のみとなっております、通話のみとなっております。

篠原委員 これはGPSがなく、防犯ブザーなんですね。

株式会社ウィルコム そういう形です。

篠原委員 これは、どこか学校や自治体とは。

株式会社ウィルコム 学校や自治体というよりは一般のお客さまに御利用いただいております。やはり3カ所だけで十分だという法人もいらっしゃいますので、一般のお客さん以外にも、法人でも使われているのが現状です。

篠原委員 どこか特定の学校にGPSも一緒についたものを試作品として納入しているようなことはございませんか。

株式会社ウィルコム 弊社ですか。

篠原委員 はい。

株式会社ウィルコム 弊社の場合、PHS自体、GPSがついているものはございません。

篠原委員 ドコモやauは、そういう機能のものはないんですか。

株式会社NTTドコモ ドコモの場合、3ページになりますけれども、機能を限定するという意味でキッズケータイ、通話だけですとかメールだけ、あるいは通話機能をもともと限定しているらくらくホンシンプルというものがございます。もう一つありました通話先を3カ所とか2カ所に指定するといったものはございませんが、機能を限定するものは、このように既に出ております。

自治体との連携という意味では、携帯安心教室というものを2004年から、もう4年ぐらい前から、学校に行きまして保護者の方、教師の方、児童の方に、こういった端末、インターネットの危険な部分から全部、リテラシー向上のために先生も含めてやっておりまして、全国を回って既に5,000回近い回数を重ね、累計70万人の生徒さん、教師さんが受講されているという実績がございます。

KDDI株式会社 auでございますが、機能を通話に限るとか、要はネットにアクセスできない、メールは使えないようにするというように機能を絞るものはございます。そこはドコモさんと一緒です。

メールの通信先、メールの相手先を限定するというのはオプションでつけていただければ、ジュニアモードと呼んでいますけれども、通話先ではなくてメールの先を限定する機能はございます。

ソフトバンクモバイル株式会社 追加なんですけれども、資料3の5ページの上の方にあるコドモバイルですね、こちらについても電話の発信先やメールの回数、それから利用できる時間帯を保護者の方が設定いただけるような形になっていまして、こういった端末も汎用的に売らせていただいているところです。

このように我々事業者はいろいろラインナップを揃えさせていただいていますので、基本的には保護者の方がお子さまにどういう携帯電話を持たせるか、あるいはどういう機能を使わせるか御判断いただいて、御契約いただいている状況と理解しております。

篠原委員 今、お聞きすると、GPS機能がついて、かつ通話は登録した3カ所ぐらいにしかかけられない、メールなんか全部だめ、そういう機種は今はないんですね。GPS機能がついて通話限定、しかも通話も登録したところしかかけられない、そういう機種は4社ともないんですね。

ソフトバンクモバイル株式会社 電話の機能のみで、通話先が……

篠原委員 電話の機能も、登録先3カ所とか4カ所、おたくのにはありますよね。かつGPSがついているものです。

ソフトバンクモバイル株式会社 恐らくないと思います。

坂田専務理事（電気通信事業者協会） 現在はありませんけれども、ソフトバンクさんのサービスを応用すれば、そう難しいことではないと思います。

ソフトバンクモバイル株式会社 そういう意味では、今、申し上げた弊社のコドモバイルに近い端末になると思うんですね。こちらはGPSの機能がついていまして、通話先も限定できる。回数も限定できますので、こちらの端末が、今、言われたものに近い端末な

のかなと理解しています。

篠原委員　そういう両方を兼ねたような機能はかなり潜在的ニーズがあるのではないかと私は個人的に思うんですけども、マーケットとしてどうですかね。業界として。

株式会社NTTドコモ　それしか使えない端末を出すというのは、厳しいかと思えます。ただ、そういう要望にも答えられるような機能を備えた端末を出す、例えば通話限定にすることができる、通話先も制限することができる、GPSもついているという端末を出すことは可能だと思いますけれども、それしか使えないとなりますと、どうしてもマーケットがすごく小さくなってしまいますから、メーカーさんも、やはりある程度の台数が出せないと開発できないということになると思います。

篠原委員　でも、学校単位とかいろいろな単位で契約していけば、かなりマーケットはあるのではないですか。

株式会社NTTドコモ　市場をどう見るかというのは、メーカーさんとの話し合いだと思います。

ただ、そういう選択もできる端末を開発することは、話し合い次第で可能かと思えます。

池田委員　企業人の立場としましては、法的規制は避けたい。しかし、日本の今の子供達の現状を見ておりますと、ある程度の規制は止むを得ないとも思います。

やはり業界による自主規制を促しながら、その上で競争していただくことが望ましいと思います。今のお話を伺ってしまして、各社あるいは業界全体としまして、ある程度の基準を自主的に設け、努力しておられると感じておりますが、しかしながら、現状をみますと、もう一步踏み込む必要がある気もします。

それと、やはり保護者側にも大変大きな責任があるわけですが、なかなか保護者側からすべて子供達に制約を課するという形にならないケースが多いと聞く。そういうことであれば、まず業界自らがもう一步踏み込んでいただくことができないだろうか。それが希望であります。

坂田専務理事（電気通信事業者協会）　今、総務省から御指導いただきまして、1週間に3回ぐらいずつ業界の中で会議を開いておるんですけども、原則的にフィルタリングをつける、親の同意がなければつけないことはできない。ですから、親がつけたいと言えればつけられる。でも、先ほどおっしゃったように、今のフィルタリングをつけてしまうと友達との学校のやりとりもできなくなってしまうということであると、結局、使われないフィルタリングになってしまうおそれがあるということで、それで総務省さんからも新しい指導をいただきましたし、それに基づいて新しい組織もつくりました。

今までのフィルタリングというのは非常に大ざっぱな、出会い系なら出会い系は全然だめですとか、ブログ系はだめですとか、そういう大ざっぱな仕切りだったものですから、まじめな、本当に小学生が使いたいところも自動的にだめになってしまったんですが、今、新しい組織で審査を始めるようになりまして、そこでは同じカテゴリーの中でもきちんとやっている会社とそうでない会社と区分けをいたしまして、そういういいところだけつな

がるようなフィルタリングができるようになりますので、そういう状態になれば子供さんが親に「つながらなくなっちゃったよ」と言っても「いや、つながるじゃないか。君が言っているのはもっと別のサイトのことだろう」と反論できる。ある程度の知識が必要かもしれませんが、いいフィルタリングができれば大分改善できるのではないかと考えております。

ソフトバンクモバイル株式会社 今の御説明は、先ほど御質問があった解約率が多いという話にもつながってくると思うんですね。本当に安全なところをお子さんが使いたくても、今、フィルタリングでつながらなくなってしまうところがある、今後、第三者機関によって優良サイトとして認定されることによってつながるようになります。それによってお子さまの不満も減るでしょう、解約率も減っていくでしょう、そういう構図になっていくと思います。

若月委員 今のフィルタリングの話なんですけれども、今日、私の方で提出させていただきました資料5の5ページにお目通しいただけますでしょうか。

この下から2行目でありますけれども、フィルターに関して、知っていたけれどもかけていない家庭が男子で約2割、女子で約4割。これは実は内容を調べますと、先ほど話題になった、親はかけたいんだけど子供が「やめてくれと」いってどうしてもかけられないという人数なんです。だから、二・何%などという数ではない。ここでうちのデータが1つそれを示しているということです。

それから、ここで使われている各企業さんのあれで見ますと、これは特に事業者協会のデータなんですけれども、子供用端末という言葉が出てきていますけれども、そちらの方で「子供」というのをどこまでだとお考えになっていらっしゃるでしょうか。

坂田専務理事（電気通信事業者協会） 18歳未満です。

町村官房長官 会社の方は親も子供も性善説であるとの前提に立って、選べるようにしておけばちゃんといいものが選ばれるであろう。そして、そのことは販売促進にイコールだと。しかし、心配する親はそんなこといったって、現実には今の若月さんのように、親は本当は心配で、本当はさっき篠原委員が言ったように限定されたものの方がいいと思いつつ、子供が「そんなこと言ったって」と言えば、結局子供の言いなりになる。

だから、建前で、「これもできるんです、だから大丈夫なんです」と幾ら言ってみても、結局は販売促進手段でしかなく、それを役所も協会も一生懸命正当化しようとしているということではないと思うんですよ。やはり現実にはこうして犯罪等々がどんどん増えているという実情を見たときに、やはり私は一定の規制なり何なりが必要だという議論が出てくるのは当然のことだし、それは自主的にやってくだされればいいけれども、自主的にといったってそれはもとより限界があるので、自分達の商売の手をそんなに縛ることができるはずがないんですから。そうであれば、それは役所の方できちんと規制しなければ、改善するのは難しいのではないのでしょうか。

坂田専務理事（電気通信事業者協会） 町村官房長官の御発言に対して発言させていた

だくのはまことに恐縮なんです、テレビが導入されたときに、しばらくしてから相当悪質なテレビ番組が増えまして、番組審議会みたいなものもできたんですけども、家族の中で「この番組だけは見てもいいよ」という格好で整理されていきまして、それで日本の映像文化といえますか、アニメも含めまして、手塚治虫のテレビとか宮崎駿ですとか、そういった文化が育ってきたというところもあるものですから、今、黎明期といえれば黎明期で、何とかその辺をテレビ並みに改善していきたいと考えておるところでございますので、その辺も含めて御理解をいただければと思います。

若月委員 テレビと携帯は、やはり全然違うでしょう。

ソフトバンクモバイル株式会社 リテラシーという部分についても我々、十分周知・啓蒙していかなければいけないと思っていまして、今日お配りさせていただいていますマナーブックですとか、こういう中にも「家族できちんと話し合って携帯電話の使い方のルールを決めてください」という取り組みですとか、資料の中で説明させていただいたe-ネットキャラバンとか、そういった活動を通じて周知・啓蒙の方もやらせていただいていますので。

安西座長 この議論は、また後で続けさせていただければと思います。

総務省、また電気通信事業者協会、それから4社の皆様にいらしていただいて、なかなか平行線というか、そういう面もあるかとは思いますが、一応ここまででこの質疑についてはとめさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、皆様ありがとうございました。土曜日にもかかわらずいらしていただきまして、感謝を申し上げます。

(総務省、電気通信事業者協会、携帯電話・PHS4社 退席)

安西座長 それでは、今の有害情報対策の議論を続けさせていただきます。多少の時間をとらせていただければと思います。

議論に入ります前に、事務局から資料の説明をお願いします。

山中室長 資料1にございますように今まで有害情報対策ということで、特に携帯電話についての論点といたしましては、1つは、携帯電話自体の必要性でございます。これは総理の方からもございましたけれども、そもそも携帯電話が小中学生にとって必要なんだろうか、害の方が大きいかどうか、そういったところが論点でございます。

また、携帯電話につきまして、篠原委員からもございましたけれども、特に小学生とか中学生とか、持たせる携帯電話の機能を、通話と居場所確認とか、親の安心を確保できるようなものに限定するというのを明確にしたらどうだろうか。

あるいは、携帯電話を小中学生に持たせるのであったら、少なくともフィルタリングをしっかりとつけるんだということを明確にしたらどうだろうか。

このような論点があったかと思っているところでございます。

また、資料6は前回お出しした資料ですが、フィルタリングというものがあるとすべてそれで解決できるかのように思えますけれども、結局保護者が「それは要らない、外して

いい」と言えば解除できるということが前提でございますので、アンケート調査、あるいは東京都のフィルタリングに関する実態調査を見ても、結局、親が子供から言われるとフィルタリングを解除するという実態が、業者さんの方の感覚でも半々ぐらいという調査もでございます。

そういうことが今まで議論になったところでございます。

安西座長 この件は国会でもいろいろ議論がなされていると聞いておりますが、補佐官から何か。

山谷総理補佐官 自民党の方で「携帯電話から小中学生を守ろう勉強会」というのがつくられておまして、昨日もいろいろ議論したんですけれども、PTAの赤田会長からも、例えば中学生ですと、携帯を持っている子の5割が深夜に電話をかけているとか、あるいは、NTTドコモ研究所の調査では、メールが来て30分以内に返さないと遅いと思う。無視されたりいじめられたり、友情が壊れる。要するに、食事中も眠っているときも携帯が離せないというように非常に強迫観念にかられている現状もあることなどを説明いただきました。また、政治家それぞれの皆さんが現実認識をおっしゃいまして、これはもう酒とかたばこと同じように考えられないか。ふり回される年齢では、心と体に害がある。それから家庭というもの、親と子にフィルターをかけてしまった親子関係、親の教育権というものが完全に奪われてしまっている状況で、規制が必要ではないかといった意見を言われる方もおられました。

とにかく子供の現実を見てほしい、表現の自由という視点ではなく、教育的視点、公共の福祉に反するというような視点から、やはり子供を守るという視点の議論があってもいいのではないかとといった議論がございました。

安西座長 それでは、有害情報対策の議論を続けさせていただきますが、さっき出ました赤田委員の調査を御説明いただけますか。

赤田委員 皆さんのお手元に私どもの調査を取りまとめてありますが、私ども平成14年度から調査をしておまして、平成14年度、発足当時は「テレビメディア・インターネットなど社会環境についての意識調査」という名称だったんですが、平成17年度からは「子どもとメディアに関する意識調査」と変えて、時系列で分かるようにしております。

このたびは千葉大学の明石先生に御考察をいただいております。

この中で見えるのは、やはり小学校5年生で約2割の携帯。ですから総務省さんの調査と若干ずれがあるんですが、中学2年生で5割が携帯を持っている。それから、やはり携帯への依存度が強くなっている。これは通話ではなく、ほとんどメールをしているということです。小学生で1.5%。 ちょっと数字が間違っていますね。

17ページの上の方、子供用の携帯を持っているかという質問なんですけど、これは小学生の2割が携帯を持っているんですけれども、そのうち子供用の携帯を持っているのは10.6%なんですね。中学生になると1.3%まで落ちてしまうということで、やはり子供用携帯があってもなかなかそれを使っていないんですね。ですからそのところは、自主規

制という形でも結構なんですけれども、やはり公的な何かがないとなかなか使ってもらえないのかなと思います。

そしてまた、昨年度は出会い系サイト、知らない人にメールをしている小学5年生の子供は0%だったんですけれども、今年は約2%の小学5年生が知らない人にメールしているという結果が出ました。中学2年生は、おかげさまでいろいろな形で、数字は下がっていました。リテラシー教育などをきちんとした成果だと思いたいますが、個人情報を出さないとかですね。下がってきていますけれども、小学5年生の方は逆に伸びてしまったという現状であります。

保護者に関しましても、19ページにあります、フィルタリングの設置は平成18年度から見ると13.1%上昇してきて、43.1%の保護者が導入はしている。ただ、5割にはいません。先ほどの2.9%というのは、導入した43.1%の方 5割いっていないんです。43%の保護者が一たん導入しているんですけれども、その中で解約したのが2.9%。依然として5割以上の方が導入していないというのが実態として見えております。

いろいろありますけれども、このほかにマンガ本、これは、今日の議論とはちょっと異なりますけれども、マンガ本もかなり有害的なところがありまして、この冊子の中に入っておりますけれども、表紙は本当に少女コミックなんですけど中は非常にアダルトになっているような、非常に困った状況も出ております。

そしてまたテレビに関しても依然として、見せたくない番組等については、これはもう全然変わらないということになっております。

それから問題は、携帯電話もパソコンももちろんそうなんですけど、今、ゲーム機でインターネットにアクセスできるんですね。それが案外見過ごされているというのがあって、子供は遊んでいるような感じなんだけれども、実はインターネットでいろいろなサイトを見ているということもあります。ですので、携帯電話も含め、ゲーム機も含めて非常に大変な状況になっているというのが現状であります。

簡単でありますけれども。

安西座長 それでは、討論ということにさせていただきます。

さっきからの続きで結構でございます。

田村委員 先ほど官房長官がおっしゃったこと、私、全面的に賛成なんですけど、例えば池田委員の、資生堂のケースですと、お化粧を広げようというときに、高校を卒業する生徒にだけやるんですね。小・中・高の生徒にはやらないんですよ。だから、子供と大人は違うんだという意識が業界にちゃんとあるんだと思うんですね。

私は長年教員の仕事をしていますから、そういう「大人と子供は違うんだ」という業界としての意思がどのくらいあるのかが聞きたかったですよね。恐らく「親が選ぶんだからどうやったっていいや」という考え方が基本におありになるんだと思うんですが、子供を育てるのは社会なんですから、もちろん親にも責任はありますけれども、社会が育てる

わけですから、その部分の意識を業界の中できちっと育ててもらわないと、今後、非常に具合が悪いことばかり出てくるのではないかと思うんです。

もっともこれは日本の社会全体に言えることなんですけどね。だんだんその辺の大人の社会できちとした整理がされない。何でもありみたいなね。それが拝金主義に結びついたら、もう本当に無茶苦茶な国になってしまうだろうという気がします。これは非常に大事なことなので、是非一つ。

篠原委員 この論点メモ1、2、3、私はこの順番ではないかと思うんですよ、基本的に。できるだけ小中学生には携帯電話を持たせないということが、私は第1の大原則だと思うんです。それでも安全確保の問題等ありますから、どうしても必要だという方には2番目の、ただ2番目も、単に通話機能プラス居場所機能限定というのではなく、できれば通話先も限定することが望ましい、ということは何らかの形で入れてほしいと思います。通話先が決まった通話機能、プラス居場所確認。

先ほどの業界の方にお聞きしたら、私はちょっと誤解があったんですけども、GPSがついて、電話も3カ所か4カ所の登録されたところにしかかけられない本格的機種は、まだないようですね。これは携帯電話会社及びメーカーにそういう機種を是非開発してもらって、その販路をそれぞれ広げていただく。そのマーケットをどうするかという問題もいろいろあるだろうと思いますけれども、私は、学校とか自治体とかいろいろなところと協力すれば、それなりのマーケットは確保できるのではないかという気が素人的にはしています。この2番目が一番現実的な対応かもしれません。

それでもやっぱりうちの子は通話もメールも自由にやらせたいというようなところまで押さえ込むわけにはいかないでしょうから、その場合は3番のフィルタリングの問題。

こういう順番で、当懇談会として何らかの意思表示をされたいかがかと個人的に思います。

木場委員 篠原委員の意見とほとんど同じなのですが、まず最初に感想めいたことを申し上げますと、この携帯というツール、親が子供に与えるときに一番問題なのは、自分達が子供の時にこのおもちゃで遊んできた経験がないわけです。自分が把握していないものを与えてしまうということ、つまり有害サイトにつながるとどんな怖いことがあるとか、私自身も知らないことが沢山ございまして、そのあたりの無責任さみたいな部分を、今、整理しなければいけない時期に来ているという印象を持っております。

私もこの順番どおりだと思いますが、ただ、業界にいろいろ規制をかけるというのなかなか難しいことがあると思うので、篠原委員がおっしゃったように、2番のまだ開発されていない、通話機能を何カ所かに絞る、そしてGPSなどで居場所が分かるようにする、この機種を是非つくっていただいて、規制よりも保護者にそれを選択してもらうという方向に持っていった方がいいのではないかという印象を持ちます。以上です。

若月委員 篠原委員がおっしゃった点なんですけれども、実は通話機能と居場所特定の機器というのは、あるんですよ。品川区で使っているのはそれなんです。

篠原委員 通話機能も限定されているんですか。

若月委員 されています。2つしか通話できない。

ところが、通信事業者が撤退してしまったんですよ。要するに、売れなくてなんです。その後を引き継いで、今、ソフトバンクに面倒見てもらっている。

篠原委員 あ、ソフトバンクが最初ではなくて。

若月委員 そうなんです。だからソフトバンク自体は、そういう前例があるから、つくるつもりはないということなんです。

篠原委員 何か歯切れが悪かったですよね。

若月委員 だけれども、現実にもうそういう機械は、うちの子供達は今、ぶら下げて持っているんです。全員が。

木場委員 保護者の反響はどうですか。

若月委員 今日お渡ししたデータにはまだ具体的に出ていないんですけども、小学生に携帯電話を持たせる率は下がっているんです。品川区で貸与した機械を持たせることによって、いわゆる一般の携帯電話の契約は減ってきている。ちょっと落ちて、そのまま頭打ちになっています。

篠原委員 その品川区でやっているというのは、義務づけているわけではないんですね。

若月委員 いえ、義務づけているんです。

篠原委員 区内の小学校、中学校全員にですか。

若月委員 小学生全員です。区がそれを貸与するという形で子供達に渡しています。

篠原委員 無償ですか。

若月委員 もちろん。通話にかかる実費は負担してもらいますけれども、だからソフトバンクから請求書が行くでしょうけれども、相手はもう決まっていますから。

それから、このマーケットの問題は1つあるんですよ。

でも、おっしゃったようにそれを普及させていくことは必要ですよ。

篠原委員 だからこういう場で、そういう一つの国民的議論を起こして行って、迷っている親御さんも随分いらっしゃると思うから、そういう潜在的なニーズにマーケットがうまく結びついていくと、業界の方々も「やろう」という話になるだろうし。

町村官房長官 品川区の子供達は、それ以外の普通のと、2つ使っているのではありませんか。

若月委員 現在小学生の所持率は2割程度と思われれます。

赤田委員 先ほど私、定額制の確認をさせていただいたんですけども、定額制の仕組みは全然答えていただけなかったんですけども、あれはどう考えても、表現方法とおっしゃっていましたが、ああいう請求書の表現方法が果たしていいのかどうかというところも考えていただければと思います。

というのは、請求書が来るとパケット通信料10万円、20万円、30万円となっていて、その下に定額で4,000円と。ひどい人は200万円とかになるんです。それはどんどんダウンロ

ードしてしまうとどんどん料金が上がるらしいんですけれども、その200万円とか、例えばそんなに多くなくても5万円とか8万円とかいう数字が4,000円ぐらいで済むわけですね。そうすると非常に割安感があるし、「では幾らやってもいいな」ということにもなってしまうわけですね。だからああいう請求書の出し方、これは皆さん同じような仕方をされているということなので、私はあの表現 表現の方法だけと言っていましたが、あれはまさに子供を誘い込むための一つの道具だと私は思っていますので……

町村官房長官 子供ばかりではない、親もですよ。

赤田委員 もちろんそうです、私ども親なんですけれども。

私はそのところで、請求書が来たらその上を見てもらいたいという話も今、しているんです。そうすると、子供がどういうところにどれだけアクセスしているかよく分かりますので。

ですからそういうところで、私はああいう表現はやめてもらいたい。要するに、定額で済むのであれば定額でそのままやればいいものを、10万円、20万円とわざわざ書き込むというのは向こうの意識が働いているわけですから、そのところは改善していただければなと私は思います。

池田委員 フィルタリングをかけることのみを中心に検討いたしますと、今現在、43%しかかけていないというのが実情であり、これが増えていっても100%になるのは現実として難しいと思います。であるならば、子供達に何らかの形で100%制約をかける必要があるでしょう。

「持たせない」ということは現実的ではないと思います。私が関係している学校でも持たせないことを原則にしておりますけれども、やはり先ほどのパーセンテージのように、小学校30%、中学校50%近くが持っているのが現状です。こうした状況を考えますと、2のような形で、また、品川区も積極的にそういう形でお取り組みいただいているので、そういうことを是非とも全国的に普及させていただくような提言をしていただければありがたいと思います。

安西座長 私もフィルタリングを法的に規制することは、規制しても、こういう情報の技術というのは抜け穴がいっぱいありまして、また、法規制自体がどうかということもあるような気はいたします。

私は余り意見を申し上げないようにしておりますけれども、幾らでも悪いことはできる、そういう世界でありますので、やはり今、言われた2番目のように、業界をこちらがリードしながらやっていくのが妥当なのではないかと思えます。

赤田委員 私も論点の2番で結構だと思うんです。ただ、これでは大まか過ぎるのではないかなと思います。

先ほど「子供」と言う場合には18歳以下という話をされていましたが、それは例えば小学生用の携帯、中学生用の携帯、高校生用の携帯の3つぐらいのパターンで開発してもらえればなという思いがありまして、成長に応じた携帯電話であればメーカーの方も逆に販

売しやすいのではないかと思います。

やはり18歳以下全部が小学生が使うようなレベルのものだと、これはちょっと難しいのではないかと思います。小学生、中学生、高校生……、括り方はどうか分かりませんが、そういう括りはどうかと思います。

篠原委員 小中学生までではないですかね。高校生は別に考えてもいいのでは。

それから、私もやはり2だと思いますけれども、できれば1にしてほしいという呼びかけをきちんとした上で2に持っていくという流れをつくっていく必要があるのではないかと。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、有害情報対策につきましては、このあたりにさせていただければと思います。ここで休憩させていただいて、10時25分に再開させていただきます。

(休憩)

安西座長 再開させていただきます。

3月25日に第1回の会合を開いたわけでございますけれども、これまで出していただきました御意見を整理いたしまして、この時点で1度、懇談会としての議論のとりまとめをはいかがでしょうかということで、これまでの審議のとりまとめ案をお手元に配付させていただいております。

今日御意見をいただきまして、次回になるかと思っておりますけれども、そのときにはもうとりまとめをさせていただこう、こういう次第でございます。

この「これまでの審議のとりまとめ(案)」は、今日御検討いただければと思いますが、審議途中の資料でございますので、非公表の取り扱いにさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、非公表の取り扱いにさせていただきます。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

山中室長 「これまでの審議のとりまとめ(案)」という6枚のペーパーでございます。これまで皆さんに御議論いただきました有害情報、幼児期の教育、留学生、英語教育、環境問題、そしてフォローアップということがございましたけれども、それにつきまして、今までの状況を簡単にまとめたものでございます。

1枚目が、そのポイントでございます。

有害情報につきましては、これは先ほどの御議論を踏まえて修正する点があるかと思っておりますけれども、原則小中学生に携帯は持たせない、持たせる場合でも限定する、少なくともフィルタリングを義務づける。

幼児期の教育につきましては、若い保護者がしっかり安心できるような、あるいは無償の早期実現をする、認定こども園の拡大。

留学生政策では、30万人計画ですとかその対策。

英語教育につきましては、到達目標をしっかりと立てるということ、モデル校を拡大しよう、今はこういうことになっております。

環境問題につきましては、学校だけでなくしっかりと連携して取り組むんだという点をポイントにしております。

また、フォローアップですが、それはまた以下の資料で詳しく御説明いたします。

2ページは、若干内容に敷衍したところですが、有害情報対策、特に携帯電話ですけれども、先ほどのように、小中学生には持たせないことを原則にして、持たせる場合でも機能限定だという形にしております。特にPTA、行政、教育関係者、そういうところが一体となった形でしっかりとそういうものを普及していくことが求められるのではないかと考えてございます。

また、少なくともフィルタリングの義務づけは必要ではないか。この辺はまた議論があるかと思えます。

幼児期の教育につきましては、今の御議論では、やはり若い保護者が安心して子育てできるような環境をつくらなければならないということ、また、幼児教育の無償化は早期に実現してほしい。2段落目にありますように、専業主婦を含めて若い保護者が孤独感を持たないで子育てができるよう、しっかりと関係者が連携して子育てを支援する場を全市町村に、身近なところにつくっていくんだと。あるいは問題を持っている場合にちゃんと相談できる体制、支援のネットワークを充実したらどうかという御意見を書かせていただいたところでございます。

また、認定こども園制度につきましては、これは田村先生の方からも資料を出していただいておりますけれども、現在、230程度にとどまっております。連携しているとはいえ、まだいろいろな縦割りの弊害があり、この辺しっかりと解消して、もっと推進してもらいたいというところでございます。

次に留学生政策ですけれども、昨日留学生の方にも来ていただきまして、いろいろ問題点等もお聞きしたところですが、30万人計画というものを国家戦略として、日本でもしっかりと取り組む必要があるということで、昨日の本間副総長等の御意見等も参考にしながら、例えば今、学部が7で大学院が3ですけれども、大学院をもう少し増やすといったように少しグラウンドデザインをかいたらどうか。また、短期の留学生、この交換留学というあたりをもっと増やしたらどうかということでございます。

また、留学生が来る場合、やはり英語は国際標準語になっていますので、日本において英語で授業ができるということになると、非常に来やすい。4年間いる間に、学部でしたら日本語を習熟していくとか、その辺の英語授業とか外国人教員といったところにももう少しポイントを置いたらどうか。

そういう大学については、30とか幾つかを重点支援するといったことを明確に打ち出したらどうかということでございます。

また、留学生の受け入れという場合、特に就職する場合、日本と企業 やはり日本人と違ってネットワークが少ないので、キャリア支援といいますか、そこを留学生向けにやってやらないとうまくいかないのではないかと。企業の方でも是非留学生に着目したような

採用をしていただきたいし、その辺りのところをもう少ししっかりとしてもらいたいということ等でございます。

英語教育ですけれども、ここでは若月委員の提言に従いまして、アジアでは非常に英語教育が変わっている現状がありますので、日本の英語教育、小・中・高の到達目標をもっと明確にする、高いところということでございますけれども、そういうところでやっていく必要がある。特に小学校について、3年生から週1回ぐらい英語をやるようなモデル校を5,000校ぐらいつくったらどうだというのが提案になっております。

ここは教員の研修の問題、それから教材をもっと充実しなければならない問題とか、その辺は書き足していく必要があるかと思っています。

小学校1、2年あるいは3、4年から英語を必修にしたらどうかというのが経済財政諮問会議の提言でございましたけれども、この辺は御議論いただければと思います。

あとは高校、大学通じまして、留学ですとかそのあたりをもっと充実して、若いときに外国に触れる、そういう機会を増やすべきではないかという提言でございます。

環境教育につきましては、昨日の環境大臣のお話も含めまして、やはりどうも縦割りになっているということで、学校だけでなく連携して、外部の専門家、団体、そういうところと連携したような教育をしたらどうか。持続可能な教育という視点にもしっかりと取り組もう、実践を重視した環境教育を学校ではやるべきではないかといった点になっております。

最後は、教育再生会議報告のフォローアップということで、具体的なもの、それから、この会議自体の提言に対するフォローアップといいますが、実現のための提言ということでございますけれども、教育再生会議の報告も、法律ができたり予算ができたりということとやっています。

また、具体的な内容について、今、文部科学省の方で教育振興基本計画の中教審答申が出まして、今、作成中でございます。そういう中で、学力とか、子供の体力を上昇させるとか具体的なことが出ていますけれども、下にあるようなところで、子供の体験活動の場を充実させる、こういう小学校の自然体験1週間、中学校で社会体験1週間とか、この辺を5年間で、是非全国でやってほしいといった点、あるいはスポーツ・文化予算、それからいろいろな理数系の教育、英語の教育でもそうですけれども、専科教員をしっかりと増やさなければならない、社会人とか大学院の修了者を大量に採用したらどうか。それから、問題解決支援チーム。この辺は教育再生会議報告でも具体的に書かれておりましたので、教育振興基本計画でももう少し具体的な到達目標を明らかにしていただけたらありがたい。

そういう中で、そういう計画を実行するために必要な予算が必要ではないかということで、6ページですけれども、そういう具体的な到達目標、それに必要な公財政支出の充実のため、例えば幼児教育の無償化ですと、それなりにお金がかかります。留学生対策をやるにもお金がかかるといったことで、そういうものを幼児教育とか、あるいは高等教育といったところを中心に、今後の歳入改革というものもあると思いますので、そういうもの

を見通しながら省庁総がかりで取り組んでほしい。それによっていろいろな基盤的な経費ですとか、家計、学生の経済的支援、こういうところをしっかりと充実してほしいという点を掲げています。

最後に、税制もしっかりやってほしい。また、木場委員からもございましたけれども、地方交付税でいろいろ積算はされているんですけども、実際に市町村に行くとそのように使われていないという実態がございますので、これは各自治体の判断ではありませんけれども、100%そのように、子供達の金は子供達に使われるというところをしっかりと促してほしいというところを書いております。

安西座長 それでは、今日は是非この件について御議論をいただければと思っております。これからその時間にさせていただきますので、よろしくをお願いします。

どなたでも結構でございますが。

小川委員 今まで短期間でしたけれども、いろいろなテーマでの議論をかなり正確に反映していただいたということで、私は基本的にはいいと思うんですが、少しこだわりますけれども、5ページから6ページにかけての公財政の投資を充実するという点。

この点もきちっと書かれているんですけども、例えば6ページに「第1に、目標実現に必要な公財政投資の充実のために、幼児教育、高等教育を中心に」と書かれているんですけども、この前の中国・四川の大地震で学校の耐震が改めて非常に重要だということが明らかになって、あの後すぐに渡海文部大臣が、日本でも耐震工事をきちんとしていない小中学校が約40%ですか、さらに非常に危ないのが大体10,000棟あるということで、政府としてもこの耐震工事を緊急に促したいといったことを発言されて、あれはまさに的確なアクションだと思います。やはりこういう時期でないと学校の耐震化等々についての関心は高まりませんので、是非このところにはもう少し具体的に、耐震工事の迅速な推進であるといった言葉を明確に書き込んでいただきたいと思います。

もう一つは、新教育課程が始まりますので、今度の新教育課程については、小学校の英語教育の開始とか授業時数の大幅な増ということがありますので、新教育課程の確実な取り組みと成果を図るために、そうしたところにも必要な学校支援とか教職員の増や配置など明確なメッセージとして分かるような文章にしていただけないかというのが1つです。

もう一つ、これは私、これまでも言ってきたことですが、5ページの(4)のところで、市町村教育委員会、学校への分権改革を推進する。これを入れていただいて、私としても非常に心強いと思っています。ここでのこの議論がスタートしたのに並行して、文部科学省においても県費負担教職員制度の見直しと、市区町村への人事権の委譲等の課題を、広域の調整をどう図るかも含めてきちっと当事者の間で議論しましょうということで、県費負担教職員制度の見直しを検討する協議会がスタートしているようです。

ただ、平成19年度においても関係機関による同じような協議が行われたのですが、なかなか関係機関の間の調整がうまくいなくて、結局、具体的な実行策はできませんでした。今回、改めてまたそうした関係機関の協議がスタートしていますので、そうした協

議、議論を促す意味でも、やはりこうした点を報告書の中にきちっと明記していただけることは非常にいいのではないかと考えています。

篠原委員 今、小川委員がおっしゃったように、大変うまくまとめていただいているなと感心して読みました。

その中で3点ばかり。

1つは、先ほどの有害情報の問題にかかわるんですけれども、2番目の機能限定というところで、あくまで通話機能全般、通話は全部できるのではなくて、通話機能そのものも登録先限定ということを書き込んでいただきたいということです。

それから幼児教育についてですが、専業主婦の話在先般、致しました。ここでは「専業主婦を含め」という表現になっていますけれども、これを切り分けられないかなど。つまり、働いている女性と専業主婦の方、やはり若干立場が違いますから、両方孤独感はあるでしょうけれども、専業主婦の孤独感は非常に強いというのはアンケートではっきりと出ていますし、その支援の場というより支援措置ですね、専業主婦の場合。

例えば、この間もちょっと申し上げましたけれども、預かりのためのクーポン券みたいなものを差し上げて、あなた達は一所懸命子育てをして、これは国のためにも大変ありがたいことなんですよといった感謝の気持ちを込めた措置が何か講じられないかということです、そんなに詳しくは入れられないかもしれませんが、少し切り分けて、専業主婦をエンカレッジするようなものを盛り込めないかと思うんです。

3点目は英語教育のところ、モデル校をつくって小学校3年生から英語教育をすること自体は、特に異論は唱えません。ただ、4ページの(2)「高校生、大学生の海外留学の推進などを通じ、英語教育を強化し、日本の伝統文化を英語で説明できる日本人を育成する」、これは大変いいと思うんですけれども、肝心の日本の伝統文化をきちんと教えた上でこれが伝わるわけでございまして、そここのところの確認が必要なのでは、単に英語に全部突っ走るのではなくて、まず日本の伝統文化をきちんと学び、あるいは当然それに関係しますけれども、国語力を高めることが大前提です。このことと矛盾しないんだ、同時並行にやるんだということをもう少しはっきり明記していただいた方がよろしいのではないかと。

この3点を私の要望として申し上げます。

安西座長 今の幼児教育について、田村先生、認定こども園のこともありますし、何か。

田村委員 資料を提出させていただいております。これはお目通しいただければいいわけですが、考え方としては、認定こども園というのは非常にいい制度で人気があって、沢山できると幼児教育の充実に非常に機能する。これはもう証明されているわけですが、幼稚園教育、保育園教育のいろいろな変化に応じた制度設計が、まだ追いついていないという感じがございます。

つまり、保育園というのは特殊な、保育に欠ける子供達に対する制度ではなくて、もう十分に収入がある普通の人々が保育園を期待している。同時に、幼稚園の今までのやり方だ

けでは働くことができなくなるという制限があるので、これを一緒にしたこども園というのは、今の時代、非常にお母さん方が求めている、あるいは社会が求めている仕組みだと思っんですが、それを実現するための十分な、幼稚園及び保育園の相互の連携、あるいは新しい制度に対する対応がまだ十分でないところがございます。

そのことを課題として出したんですが、同時に、この問題について厚生労働省と文部科学省が問題意識をお持ちになって、局長クラスでその問題の解決を図る会議が始まったとお伺いしております。第1回目が金曜日、昨日行われたようですが、これには大いに期待していますので、このことをまずしっかりと、是非お願い申し上げたいと思っております。

そして、2,000という数値を前回の教育再生会議では目標として挙げておられましたが、現在まだ200ちょっとというところなんですね。こういった問題を至急に解決して2,000の目標に達するように、是非お願い申し上げたいと思います。

もう一つは、5ページ、6ページなんですけれども、この教育再生懇談会を設置されたのは非常にいいタイミングだったと考えています。

それはどういうことかということ、戦後の歴史の中で、今回、思い切って教育基本法を変えた。その中心は、教育振興基本計画をつくって公表して、それを目標値として教育の改革を継続的に実行していくんだ、こういう新しい考え方、つまり民主主義の国ではそういうことが行われるのが当然だと思うんですけれども、それをこの教育基本法の中に入れたところに大きな意味があるわけです。

その教育基本法を改正されて、教育振興基本計画ができて、公表される直前なんです、今。ですから教育振興基本計画の内容について、是非一つこの教育再生懇談会でコメントしておく必要があるのではないかと思います。要望という形になるのか、よく分かりませんけれども。

つまり、具体的に言えば、数値目標が入らない計画というのは大人の社会ではあり得ないわけですね。どの社会でもそうだと思うんですけれども、数値目標が入らないのは計画にはならないのではないかという気がします。ですから工夫をして、是非数値目標が入り、計画を見た国民が「あ、こういうふうになるんだな」と明確に感ぜられるようなものをつくっていただきたい、それを要望としてお願いしたいと思います。

具体的に数字等を言えと言われれば幾らでも言えるんですけれども、それはもう申し上げなくても皆さんご存じのことだと思いますので、申し上げませんけれども、そういった具体的なものを提示しない計画ではつくっても意味がないと言われかねないので、これは是非一つお考えを立てて公表してもらいたい。

ちょうど文部科学大臣もいらしたものですから、是非一つよろしくお願い申し上げたいと思っております。

安西座長 教育振興基本計画につきまして、前回、福田総理がいらしたときにある程度の議論はさせていただいたんですけれども、今、田村委員の言われたことは非常に大事なことだと思います。

若月委員 私がここで特に申し上げたいことは、最後の6ページの3行目、「第1に、公財政投資の幼児教育、高等教育を中心に」というところ、ここに若干物足りなさを感じます。

その背景としては、今、田村委員がおっしゃったとおりであります。新しい教育基本法ができて、その第17条に振興計画が位置付けられているといったことが1つ。それから、前回の再生会議のフォローアップをして、学習指導要領の内容も10%アップしているといったようなことも現実にあるわけですね。そうしたことを考えると、どうしても教育振興基本計画との絡みにおいて、幼児教育、高等教育はもちろん大切なんですけども、ここだけを中心というか、入っているんだよと言われればそれまでかもしれないけれども、やはり教育振興基本計画といったようなものについては、もっときちんと書いていく必要があるのではないだろうか。

今日、1枚ペーパーを出させていただきました。それは今、申し上げましたように、教育再生会議報告のフォローアップをするための条件整備といったようなものを、この再生懇談会である程度のメッセージを送っておく必要があるのではないかとということになります。特に私は、学力の向上と教員の質の向上という2つの項目がありましたので、そこに関連してですけども、やはり教員の質の向上というのは、教員自身がもっと努力をすることも大切で、ただ機械的に人数を増やせばいいなどという考えは毛頭ありません。教育自身、学校自身の努力というのは今もやっていますけれども、今後さらに厳しくやっていく必要があるだろう。

しかし、現状でも教員の数は、求められる教育内容に比して、十分ではないので、教育振興基本計画といったものを取り上げていただいて、定数改善といったものを盛り込んでいく必要があるのではないかと。

ただこれは国策として、これからの日本の教育のあり方というものを考えるときに落としてはならない視点だろうと思います。

数値目標がない目標は目標ではないというのは、私もそのとおりだと思います。行政改革推進法というのが現在、22年度まで生きていますけれども、行革推進法は延長されない限り、平成23年以降はこの縛りが外れるわけですから、そのあたりを見て、それから新しい学習指導要領の完全実施という時期も視野におさめて、やはりある程度の定数改善の目標数を現在、示したとしても、行革推進法に反するとは言われたいのではないだろうか。ある程度の数値を教育再生懇談会としてもここで出しておく必要があるのではないだろうかと感じました。

最後の四角に囲んでありますけれども、是非教育振興基本計画に触れていただいて、その中である程度の数字目標、定数改善といったものを見通しをここで述べておいていただきたいと思います。

安西座長 教育振興基本計画については、中央教育審議会が答申が出たところなんです。中教審は文部科学大臣の諮問で議論していたわけですから、答申が出たと

いうことは、もう省庁ではなくて国としてどういう政策をとるのか、そういう段階に来ておりますので、この懇談会で教育振興基本計画について議論することはタイミングとしてベストな時期だと思えますし、また、今、御意見が出ましたように、私としては、やはり一種の到達目標的なものですね、ここまではちゃんと教育をしたい、そういうことを盛り込みながら、それには公財政支出について、やはりこれぐらい必要だということをここに提言していくことは妥当だと思っております。

今、ちょうどそういうタイミングにあると思っておりますので、そのことは是非御理解いただければと思います。

渡海文部科学大臣 スケジュールだけ申し上げます。中身はまた後でお話ししたいと思いますのですが、先月の18日に中教審から答申をいただいております、いつ出すんだ、いつ出すんだと言われております。いつ出すんだと言われてるのは、いわゆる政府内で協議する計画案を、今、我が方でまとめている。我々として十分議論に耐え得るものを考えております。

今、若月先生がおっしゃった、例えばこのペーパーですね。これは非常に現実を踏まえたペーパーだというふうに、今、見せていただきました。行政改革推進法があり、それから骨太方針2006による歳出削減があり、それでも教育は大事なんだからと言うことは非常に簡単であります。また、とにかく目標を出せばいいんだという御意見もあります。しかし、やはり出す以上、我々としてはこれが正しいんだと信じて というより、ちゃんと詰めて出すわけでありますから、時間がかかっているというように御理解いただきたいと思えます。

話がつかなければ官房長官のところまでいってしまうわけですから、余り無責任なものも出せない。額で示すということは、今、いろいろありましたが、これはなかなか詰めは大変であります。大変であります、やります。ほぼもう詰まっています。

それから教職員定数の件につきましても、我が国の投資額というのは初中段階において、数字だけで比べますとそれほど少くないです。これはよくご存じだと思いますが、ありていに言えば、教職員の高齢化により人件費が非常に高くなっている。こういうことも含めて、将来どういう展望を選ぶか。

教育振興基本計画というのは、御案内のように10年先の姿を見るわけでありますから、やはり10年先の日本の教育はこのようになっていなければいけないという姿で、我々は計画をつくりたいと思っております。

そういうことも踏まえて、時期としてはもう来週の早い時期に、教育を担当する文部科学省として「こういう案にしたい」というものを作成して各省と協議を始める。ここから先はどこが何を言っている、あそこが何を言っていると公式に言う世界になりますから、かなりいろいろな批判を受ける部分もあると思えますが、今、そういう段階である。ある意味ちょうどいい時期でもあり、ある意味ぎりぎりかなというような感じがいたしますので、一言発言させていただきました。

町村官房長官 来週早々に文部省の案を世の中に出すわけですか。

渡海文部科学大臣 要するに、政府調整というのは公式にはまだ一度もやっていませんから、各省調整にかけます。

町村官房長官 各省調整の案を来週早々に出す。

渡海文部科学大臣 早々に出したい。

町村官房長官 ということは、この懇談会全体の報告は近々おまとめいただくにしても、今、若月委員や大臣からもお話があったように、この際、教育振興基本計画についての意見といいたいでしょうか、別途緊急提言みたいなことでお出しただいて、それとこれまで議論してきたことのまとめと、2つに分けてもいいのかもしれないね。

山中室長 次回は今のところ5月26日を考えております。

安西座長 5月26日に次回を開かせていただきますが、その前に、来週初めまでに個別に御意見をいただくことを考えていましたが、ただ今、官房長官におっしゃっていたので、特にもう緊急で計画についての緊急提言をするということにさせていただきますので、是非よろしく願い申し上げます。

渡海文部科学大臣 これだけは絶対を書いておけというものがあれば、今日でも結構ですから言っておいていただいた方が。要するに、我が方が打ち出す案として出しますから、それから先の段階で物を言っても結構ですが、今、官房長官がおっしゃったのは、多分それとは関係なしにお出しただいたらということだと思いますので。

町村官房長官 もっともここに書いてあるのはこれから10年の間の話をしているわけだから、例えば幼児教育の早期無償化とか英語教育だとか、多分これは早急に機を見てやらなければいけないとか、どこまで教育振興基本計画に書けるものかはわかりませんが、多分相当影響のある中身がこれに入っているんですね。

渡海文部科学大臣 ほぼ入っているかなと思いながら、今、聞かせていただいたんですが、それぞれ思いがあるものですからね。

安西座長 御意見を来週初めにいただいて、それをまとめて26日にもう一度やるという線で話をしていたんですけれども、今の官房長官、また大臣のお話しもあり、是非来週初めまでには何とか教育振興基本計画についての緊急の提言をこれまでの審議のまとめとは別にまとめさせていただければと思います。

菅原委員 1点目は、2ページの幼児教育についてです。

私がお願いしました子育て支援ネットワークというところをかなりの内容で入れていただきまして、ありがとうございました。

昨日も午前中は私、特別支援学級の担任なんですけれども、1年生、2年生の教室を行ったり来たりして、この時期、低学年の学級経営ですか、授業を進めていくのは本当に大変な時期なんですね。それだけ特別支援対象のお子さん達への手厚い支援が必要になってきております。ですから、ここへ「医療」という言葉を1つ入れていただくと、5歳児健診は無理としても、医師や臨床心理の先生の御支援もいただけるということで、ここへ

是非医療を入れていただきたいことが1つです。

2つ目は、4ページの上の方ですが、英語教育の充実ということで、実際、小学校の現場でも英語教育が始まるわけですね。先ほど若月委員より御提言がございましたが、やはり体制と研修というところには手厚い御支援をいただかないと、今の学校教育の現状といえますか、非常に厳しさを感じているところなんです。授業時数は増えますし、若手教員の増加、子供自体も学習意欲が下がってきている中で、まず私が一番感じておりますのは、集団の質が10年前、20年前の30人、同じ30人でも中身がかなり違ってきております。人とかかわる力、コミュニケーション能力も下がっておりますし、集団で学ぶ力がなくなっている、そして家庭の問題を背負ってきているお子さんもいる、そしてさらに特別支援教室。かなり手厚い支援をしながら英語の教育を進めていかなければ、実際これできるのかなという危惧がございますので、将来的には英語は専科制にさせていただくとか、ALTの確保、そういう体制をきちっと支援していただきたいということ。

あと一つ心配なのは、区市町村で、行政レベルで非常に取り組みに差が出てくる場所なんです。総合のときもそうでしたし、特別支援教育もそうなんですけれども、本当に区市町村で差が出てきてしまう。この間、新聞に京都市の取り組みが出ていましたけれども、非常に先進的な取り組みをどんどん市で始めていらっしゃる。それとできないところの差をなくすためにも、やはり区市町村レベルでの英語の研修は必要ではないかと思っています。

3点目は、その下にあります環境のところなんです。昨日もお話しさせていただいたように、ここに「総合的な学習の時間、理科、社会」とありますが、これは小学校で申しますと3年生以上なんです。私は、もう1年生の生活科からきちんとそういう時間を確保して、環境ノートのように継続して日常的に使えるような、家庭と連携して子供自身がエコ対策の実践者として育っていけるような教育を進めていかなければ、危機的な状況がもう目の前に来ているわけですから、そこへ生活科も入れていただきたいなと感じております。

池田委員 先ほどから官房長官、また文部科学大臣から大変心強いお話をいただいておりますので、若月委員の提案にもありますように、再生会議のフォローアップをより具体的に明記していただけると大変ありがたいと思います。

全体のまとめでは、やはり文科省をバックアップさせていただくという意味でも、少しメリハリをつけた形で提言させていただく必要があるかとも思っておりますので、その点を詰めの段階で御配慮いただければと思います。

それから、ちょっと確認になりますが、留学生30万人計画の件で、昨日留学生の方が二人来られましたが、あのお二人の留学生が日本語をどこで学ばれたのか、そのことを聞きそびれてしまいました。日本における大学の英語教育、英語の授業を3割以上にする、これは大変重要なことだと思いますが、その一方で日本に留学を希望する若者達に対する日本語教育も大切であります。現状では十分ではないような気がしてなりません。

以前、私は国際交流基金のお手伝いをさせていただいていたことがございます。国際交流基金は各地で日本語教育を行っているわけですが、予算が削られていって四苦八苦している状況をつぶさに見ておりまして、大変残念な思いをしたことを覚えています。。そうしたことを考えますと、これは国際交流基金といった法人に多くを任せるのではなく、政府として実効性を担保できないだろうか、そんな思いもあります。これは非常に難しいかもしれませんが、そうした観点からも、海外における日本語教育を見直していただければありがたいと思います。

また、東南アジアのみならず、ヨーロッパで最近、アニメ等の影響もあろうかと思えますけれども、特にフランスでは日本語の学習が非常に盛んになってきていると聞いております。あるいはゲームソフトを少しでも早くマスターしたい、そのことをきっかけに日本語を学ぶ若者も随分出てきていると聞かされております。日本語を学ぶ機運が高まりつつあると思いますので、海外における日本語習得の機関といったものをもっと検討していただく必要があろうかと思っております。

町村官房長官 これは今、やろうとしているんじゃないかっけ。

山中室長 外国で日本語教育を充実する計画を、プランをつくらうという段階です。

渡海文部科学大臣 これも、要は文科省なのか外務省なのかということがありまして、海外拠点も、例えば交流基金とかJSPSとかははっきりしていなくて、各大学が持っておられる。だからブリティッシュ・カウンシルみたいな感じにはなかなかないわけです。この辺は課題だと思っておりますので、我々も検討していきたいと思っております。

安西座長 中国の学生が何人も言っていますけれども、中国では日本語の検定試験があるんですが、大都市に行かなければ受けられないし、ほかの言語に比べてバックアップ体制がよくないので大分困っていると言われたりしております。

町村官房長官 海外では日本語検定みたいなものを何十万人も受けているのではありませんでしたか。

渡海文部科学大臣 2級を持っている人が4万人ぐらいいるんです。

安西座長 そんなにいますか。

渡海文部科学大臣 いることはいるんですよ。

山中室長 例えば国際交流基金の方で日本語検定をやっているところが、今、一番普及していますので、その数字はすぐ出てこないんですが、このあたり、昨日も国際戦略ということで出ておりましたけれども、やはり日本に行きたいという留学生が、ここに行けば留学の情報、日本語検定の情報、大学の情報がすべて分かるような、ワンストップサービスではないですけれども、そういうものを整備していかないと、イギリスはブリティッシュ・カウンシルがあるとか、いろいろ戦略的に進めておりますので、日本も「ここに行けば日本の留学情報がわかる」そういうものを整備していく必要があるのではないかといいところは、昨日もかなり出ていたところです。

木場委員 留学生の受け入れ態勢に関してですが、昨日お二方いらっしゃって、はたと

気がついたのは、アパートを借りるときに保証人がいないという、そういうところまで気が回っておりませんで、12万人が30万人になるときは、もっともっとそのあたりを強化というか、受け入れ体制をきちっとしなければいけないと思いました。

少し話が広がってしまうようで恐縮ですが、例えば留学生、院生などは妻帯者とか、御家族を連れてくる方もいらっしゃるということですね。私、文科省の国際教育課の外国人児童や生徒の教育に関する検討委員会に入っているのですが、留学生もそうですけれども、同時に、日本に働きに来ている方々の家族も含めた受け入れ体制をきちっとしなければならぬと感じます。どういうことかといいますと、一旦日本に入っても、引っ越すとどこに行ったか分からない、つかめないといった状況があったりとか、特にお子さんの問題で言いますと、就学していない子がかなり多いんですね。就学していないということは、言葉も通じませんし学力もつきませんし、日本になじめないということですね。

あと、一緒にいらしている奥様ですよ。やはり家族が日本になじめない、言葉が通じない、ノイローゼ気味になると、仕事どころではありませんし学問どころではないということになりますので、そのあたりも包括的に情報をきちっと流して差し上げるとか、あるいはカウンセリング的に悩みの相談に乗れるような体制の整備が必要だと思います。

それから、環境教育についてですが、昨日、鴨下大臣から5つの視点と3つの提案というのをいただきました。ここにも括弧して「人材等と連携した魅力ある環境教育」とありますけれども、例えばエネルギーとか環境関係のお仕事のOBの方々とか、知見が沢山ある方で、学校で話してもいいという方なども恐らくいらっしゃると思います。私は今、千葉県浦安市の教育委員会におりますけれども、講師をしてもいいという方、結構いらっしゃるんですね。ですが、整理されずにばらばらにホームページに名前が出ていて、そういうことは多分どの教育委員会でもあると思うのです。一旦そういったものを地域ごとに人材バンクみたいな形で整理して、この方はどんな経歴で、こんな話ならできるということ。小学校何年生向きとか、そのあたりは教育委員会で整理すればいいと思うんですが、そんなふうにすれば埋もれている人材を掘り起こすことができるのではないかという印象を持っております。

最後に、菅原委員がおっしゃったような環境ノートには賛成でございますが、今年、京都議定書の約束年が始まって、12年までに平均でマイナス6%、そういったことがもう喫緊に迫っているにもかかわらず、家庭のレベルでは、まだまだどんな行動をしたらCO₂何グラムの削減につながるといった具体的なものはつかめていないのが現状だと思うんですね。ですから、生活、教科などを含めて、どんな行動をしたらどうなるということの子供達に学校と家庭の親との行き来の中でノートにつけてみるということは、本当に具体性がある、是非早く取り組んでいただきたい。賛成でございます。

安西座長 全くおっしゃるとおりだと思いますね。留学生の問題については、そういうバックアップ体制が非常に大事だと思います。

私どもの大学でも、留学生1人当たり大学がどのくらい持ち出しでお金をかけているか

を調べていまして、1人当たり年間200万円近くをかけているんですね。それを持ち出しでやっておりますが、その原資はどこから手当てしているかという、結局全体の収入からやっているわけでありまして。その学内の支援体制とは別に、ホームステイとかリスティングとか、そういうものも一応いろいろなことをやっているわけでありまして、そういうのはまた別です。

留学生30万人計画にどのぐらい資金がかかるかは、大体マクロで積算していくと出るのではないかと思います。30万人だったらどのぐらいかかるか、大体マクロには出るような気がいたしますね。

また、環境教育についても、そういう環境ノートのようなことであれば非常に具体的なので、それにはどのぐらい原資がかかってといったことも考えられるものですから、非常にいいのではないかと思います。

町村官房長官 留学生30万人計画は福田総理のイニシアチブで、関係省庁でも検討を始めているはずですが、昨日の立命館アジア太平洋大学の示唆に富んだお話など、少し詳しく書いてまとめていただくと、政府の検討にも大変役に立つのではないかと思います。ここだけ余り詳しく書くわけにいかないでしょうけれども、別紙か何かで。昨日、相当いっぱい示唆を受ける点があったと思うんですね。

私もこの間、中東の大学院生が家族連れで来る、でも問題があるんだという話を聞いた。何かといったら、奥さんが4人いると。(笑)

そういう宿舎は日本にはない、どうしたらいいんだろうと言われて、さすがに返答に窮したんです。そんなによくあるケースではないにしても、お台場にある国際村に入ることを決めたんだけど、奥さんに4室別に要するのか何か、「これは困ったな」と絶句してしまったんだけど、ちょっと極端なケースで。でも、中東からだってこれから増やしたいわけでしょう。そうすると、やはりそういうことも考えなければいけないとかね。

安西座長 中東は非常に日本の教育に期待していると思います。

篠原委員 カタールでも、現地の人達に日本の教育を施してくれとの要望が強いと聞いています。特にしつけ教育の面で。

渡海文部科学大臣 現地に日本人学校を作り、カタール人を受け入れるんですね。それで、遊ぶときは一緒に遊ばせるとか。そういうモデルを調整しています。UAEは、もう幼稚園は受け入れているんです。日本人の幼稚園。向こうに大変感謝されていまして、アブダビ首長国のムハンマド皇太子が基金か何かを200万米ドル積んでくれるよう調整しているようです。

篠原委員 カタールの件は外務省、経産省、文科省、結構連携とれて今、やっているような話を聞いていますが……

渡海文部科学大臣 今、連携はちゃんととれていると思います。

篠原委員 こういうものも全体がよく連携とってやればいいんですね。縦割りではなくて。

安西座長 官房長官にも大変すばらしい御示唆をいただいて、ありがとうございました。

田村委員 今、お話に出ていた留学生30万人計画ですけれども、これは総理のイニシアチブで、しかし、実際やろうとなると物すごく大変なことなんだろうと思っております。

というのは、日本に留学したいという若者が、世界を見るとそんなにいないんですね。今、魅力ある留学先になっていないんです、残念ながら。それはいろいろな事情があるんだろうと思いますけれども、それを乗り越えてやるとなるといろいろな工夫をしていかなければいけないわけですから、遠回りなようですけれども、例えば日本の生活を経験する青少年が世界中に増えていけば、その中から「日本っていいな」ということで留学する生徒も増えるだろうと思いますので、その部分の組織的な充実を工夫する必要があるのではないかと思います。これは長い目で見て効果が出るという話ですけれども。

それから、留学生がそれだけ増えてくるということであれば、是非その機会に日本からできるだけ、同じ数ぐらいの海外への留学生が出てもらいたい。向こうから来た分ぐらいはこっちからも行くんだということが通常の形になるようにこの計画を実現していきますと、この計画についての効果が、国内の教育に与える効果あるいは青少年の意識に与える効果が物すごく高まるんだろうと思います。ですから、それを工夫する必要があると思います。

その際、考えておかなければいけないのは、1つは、世界中に、実は海外に日本人学校があるんですね。これは余り活用されていないんですけれども、私達の国がブリティッシュ・カウンシルの方式をまねるとすれば、拠点としては、あれを利用するという手は短期間にできることとしてあるのではないかと思います。日本人学校が海外に勤務している日本人の子供だけを扱うにとどめないで、具体的に言えば、メキシコなどはかなり現地との交流をやっているわけですから、そういう例を踏まえて、日本人学校をもっと活用することを具体的に進める方法があるのではないかと思います。

それから、いずれにせよこれはお金がかかりますから、今の財政難の中、なかなか厳しいわけですから、できたらということですが、ODAみたいなものを使えないだろうか。外国に円借款してもらって日本人の留学生を受け入れてもらう。外国の学生を受け入れるときにはODAが使えますが、日本の学生が外国へ行くときは使えませんから、そういう円借款みたいな仕組みが必要なんだと聞いておりますが、そういうようないろいろな工夫をして、国として留学生を、行くのと入ってくるのと両方をとにかく増やす、組織的な計画を立てて実行していく必要があると考えます。

書き方をどうするかなんですが、ここには「高校生の英語圏への海外留学」という書き方がありますがけれども、今、官房長官が御指摘になったように、具体的なことを少し書き加えていくことがとても大事ではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

安西座長 ほかに。

渡海大臣は11時半に御退席ということですが。

渡海文部科学大臣 昨日からの議論のペーパーも少し見せていただきまして、本当に貴

重要な情報をいただいているなという思いでございます。

少し余分なお話をいたしますが、このスタートは教育改革国民会議、町村文部大臣のときだったと記憶しております。ここで基本法を改正する、また教育振興基本計画をつくらなければいけないということがスタートいたしまして、教育基本法の改正が一昨年末、去年、教育3法の改正がありまして、学習指導要領の改訂を3月28日に告示させていただいた、こういう流れでございます。

そういう中で教育振興基本計画が位置付けられておるわけでございますが、さっき少しお話しいたしましたように、今、ぎりぎりのところで最後の詰めを行っております。要するに、公財政支出のあり方ということは、やはり理屈がないと難しい。私は、最後は哲学でいこうと思っています。この国家が教育に対してどういう姿勢で臨むのか、多分、GDP比というのはそれしか言いようがないんだと思うんですね。各国事情が違いますから、国が作り出す国力であるGDPをどれだけ教育に投資するかという国家の姿勢が問われているということを、最近ところどころで言っておりますけれども、そういったことも考えながら投資目標を定めていきたい。

ただ、現実には、投資目標が書いてある計画は、基本法に基づく政府の計画が政府19ある中で唯一科学技術基本計画だけなんです。私も参画しましたが、これは基本法自身に平成13年以前という仕切りがしてありまして、額は書かない、成果目標を書けというのが今の政府の姿勢であります。しかしながら、教育と科学技術は非常に似ていると最近、私は言っているんですけれども、投資の効果があらわれるのに実は非常に時間がかかる。だから、ある目標を設定して「政府が教育に非常に力を注いでいる」というメッセージを送っていかねばいけないというのが、荒っぽく言えば今の我々の論理でございます。

さはさりながら、これは官房長官からも御命令をいただきまして、今、作業をいたしております。10年後の姿でございますから、詳細は今、申し上げませんけれども、大事なことは、政府が「教育にこれだけ投資するんだよ」と言うことに対して、世論の支持があることが大事でございます。是非いろいろなところで今後、お力添えをいただきたいと思っております。

そんなことで若干時間がかかっておりますが、私としては、これはかなり高いハードルで出ていきますから、腹を括って、少々何があろうと頑張らなければいけないために、今、内部で力を蓄えているといいいますか、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

ただ、いつまでもやっているわけにはいきませんので、先ほど言いましたように、来週早い時期に政府内でやりたい、最終的に政府案として閣議決定を、目指している、こういうことでございます。

英語教育の問題につきましては、経済財政諮問会議で官房長官がおっしゃいましたが、ここでやってもらってくれという話ですね。私も低学年にした方がいいと思います。思いますが、3月に小学校5年からということで新学習指導要領を出し、それでも今、現場は大変でございます。とりあえずこれでスタートして少しプログラムを組まないと、なかな

が進まないだろうと考えています。今年は550校ぐらい、教材ももうできています。ここへ持ってくればよかったんですけどね……

山谷総理補佐官 昨日見ました。

渡海文部科学大臣 見ましたか。CD付の教材もあるんですが、結構現場の先生方が「こんなのでは」というような感じも聞いております。

連休にベルリンで教育大臣会議がございました。この中で印象的だったのは、フランスのペクレス高等教育・研究大臣です。もうすごい演説をやっていますよ。フランスではすべて英語で入学ができて、卒業ができます。あのフランスですよ。そして、ほかから来た学生にも一切余分な授業料はいただきませんと。あそこはほとんどただですから。こういう時代です。向こうはエラスムス計画ということで、参加国の中では少し差があるようですが、共通のカリキュラム、共通のプログラム、それから学位の互換性、ダブルディグリーをやるとういうことで、これはたしかボローニャ計画から始まった。昨日そういう話も出ていたみたいですが、やっていますし、アジアの方も、ユーマップというのをバンコクに事務局を置いて今、やっていますが、こういう時代だということを感じて、非常にショックを受けた。ドイツも3年生からやっていますし、フランスも3年生、北欧の国はもうちょっと早い。ドイツは州が強いですから、早い州では1年生から英語をやっている。

英語は、私はある意味、道具だと思うんですね。これを言語だと考えないでほしい。日本語は言語だからしっかり教える。英語はコミュニケーションの道具だ、こういうつもりでやりたいと思っていますが、是非いろいろな意見を寄せていただきまして、今後、それをすぐ何とかするわけにはいかないと思いますけれども、参考にさせていただきたいと思います。

小川委員から、大臣が的確なコメントとおっしゃっていただきましたが、私は文部科学省の中からお金を捻出してでも、とにかくこの耐震化はやるということで進もうと思っています。それはもうどこが予算をもつかなどということを行っているときではないんです。昼間、地震が起こって子供が死んでからでは遅いんですね。ですから是非、今日、緊急メッセージとしてこの会議でそのことを出していきたい。我々も痛みを出さないでというのは無理だと思いますから、当省の文教施設企画部の予算のほかのものを全部後ろへやっても耐震化を前へ持ってこいという指示を、実は今、出しているくらいです。ただ、やはり問題は地方なんですね。だけど地方も、「問題は地方だ」と言っていたって全然ついてきませんから、地方がついてきてくれる仕組みを我々なりに考えたいと思っていますので、是非皆さんは「とにかく耐震化を早くやれ」と緊急提言みたいな感じでお願いできたらと思います。これはもちろん安西座長に仕切っていただくことだと思いますけれども。

町村官房長官 今、耐震化率はどのぐらいなんですか。

渡海文部科学大臣 6割程度になりますかね。平成19年度補正予算を全部やれば65%とかそのぐらい。3,000億円かけて3、4%上がる。

安西座長 今の件については、来週初めに教育振興基本計画に対する緊急提言としてま

とめさせていただくという……

田村委員 早目でないと、まずいのではないですかね。

安西座長 それでは、よろしゅうございますか。もちろんこの懇談会としての立場で、やはり教育振興基本計画に対して「こういうふうにあるべきだ」ということは具体的に言うべきだと思いますので、それは御了承いただけますでしょうか。それから、今の校舎の耐震の問題について、この懇談会として緊急提言といいたいまいしょうか、提言の形でやらせていただくというのは、いかがでしょうか。

(異議なし)

田村委員 大賛成です。是非。

池田委員 中国のこともありましたし。

篠原委員 座長に1つお願いがあるのは、「ナニナニ提言」もいいんですけど、よく整理して出すようにしていただきたい。例えば今日のは「緊急アピール」にするとか、次は「緊急提言」そしてこれ全体を「第一次提言」とかですね。私は「中間報告」とするのは余り賛成しないんですよ。そうすると次は最終報告になりますから。何かうまく言葉の切り分けをやって出していただかないと混乱するかなと思います。お願いします。

安西座長 それも検討させていただきます。緊急アピールというのはいい言葉かもしれませんがね。

ほかに大臣に対して何か御質問あるいは御意見、よろしゅうございますか。

町村官房長官 私が聞くのもなんですが、昨日の英語の大変刺激的な明海大学の小池教授のお話では、今の文部省の指導要領では、とてもだめだと。要するに、大学で求める水準から逆算して行って、小学校の求める水準を含めて、もう話にならんと。相当グレードアップしていかないと国際競争でどうにもならんよという話でした。

だけど今のお話を聞くと、学習指導要領が決まってしまっているから、もう始まるわけですか。

渡海文部科学大臣 来年度から前倒しでやることになっています。そのために550校ぐらいのモデル校で先行実施しているというのが、今年度の状況です。

町村官房長官 もう一度指導要領を緊急的に改めることは、あり得ますか。

渡海文部科学大臣 私の知る限り学習指導要領は いや、大体こんなの10年も硬直化させておくのがけしからんと言ったんですよ。そうしたら、いや、改めるときは改められるんですけど。ただ、要するに現場に対してどういうふうにメッセージを送っていくかですね。要するに、小学校5年からやるつもりで進めていたらまた変わってしまったということになると非常に現場が混乱しますので、そのところは、私も聞いていて、いきなりガンというのは無理かなという思いですね。

町村官房長官 ちょっと英語の学習指導要領だけはね、今の水準というか、詳しく中身を知らないで言うのもなんだけれども、昨日のお話を聞いている限りでは、とてもだめだという感じだったんですよ。

渡海文部科学大臣 中教審答申をいただいているものをベースに考えていかないと。

町村官房長官 ちょっとそこは昨日の話を聞いた限りでは、渡海大臣、もうとってもいかんという感じですね。要するに、国際競争にならないという話でしたよ。

池田委員 日本語教育の国家戦略というお話も聞かされたのでね。

渡海文部科学大臣 でも、まさにこの懇談会はそういう日本語教育の国家戦略ということとを遠慮なしにワッと出させていただいたらいいんです。

町村官房長官 そのとおりです。余りとらわれるとね、何のための懇談会が分かりませんから。

安西座長 中教審のことは別として、やはりこことして経済財政諮問会議から英語教育について、しっかりこの懇談会で検討してほしいということは出ておりますし、突っ込んだ議論を是非させていただいて、場合によっては中教審に対しても、あるいは文部科学省に対しても物を言っていく、そういうふうにするべきだと思います。したがって、英語教育については、この懇談会で独自に、国家戦略ということも含めて進めさせていただきます。

それでは、他にはよろしゅうございますか。先ほど申し上げましたように、来週の月曜、火曜くらいには緊急提言をまとめて、それを示させていただくような形でやらせていただきます。これはやはり日本の教育のタイミングと申しますが、今の状況を考えますと、この数日が勝負どころということはあるかと思っておりますので、何でもやらせていただきます。

それでは、これでよろしいでしょうか。

ちょっと時間的に、数日ということだと時間がありませんので、最後のところは私に一任していただかざるを得なくなるかもしれません。そのことは、一任させていただくことになるかとも思いますが、それは御理解いただければと思います。よろしく願い申し上げます。

それでは、本日の資料は一部非公表、部外秘ということですので、改めてお願い申し上げます。

それでは、合宿審議は以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

了 -